

丹波篠山市 新生児特別定額給付金



令和2年4月28日以降
生まれの新生児に

10万円



新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みの影響により、帰省の自粛や病院での診療等に様々な不安を抱える中、出産及び育児を行う子育て世帯への経済的支援を図るため、新生児特別定額給付金を支給します。

支給対象者

以下の要件をすべて満たす方

- ①令和2年4月28日から令和3年3月31日までに出生した新生児の母または父であること
- ②申請時点において、丹波篠山市の住民基本台帳に登録されていること
- ③申請時点において、①の期間に出生した新生児が丹波篠山市の住民基本台帳に登録されていること

支給額

新生児1人につき10万円(1回限り)

申請方法

- ①令和2年8月31日(月)までに出生届・転入届を提出した方
→支給対象者あてに送付される申請書に必要事項を記入し、必要書類とともに返送してください。
- ②令和2年9月1日(火)以降に出生届・転入届を提出した方
→出生届・転入届の提出時に社会福祉課窓口または各支所窓口にて申請してください。

必要書類等

本人確認書類(運転免許証など)の写し、口座情報が分かるもの(通帳など)の写し、印鑑

申請期限

令和3年4月15日(木)まで

お問い合わせ先

丹波篠山市役所 保健福祉部 社会福祉課

電話：079(552)7101